様式第2号(第7条関係)

出雲市被災者生活再建支援金支給決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日に申請された出雲市被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給いたしますので通知します。

記

1　支給番号　　　　第　　　　　号

2　支給額　　　　　　　　　　　円

3　支給方法　口座振込支給(振込日　　　　　　　　　　　　)

(被災者生活再建支援金の支給条件)

1　出雲市は、出雲市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱第8条第1項の規定により①第6条第1項に規定する申請に必要な書類（り災証明書等）の内容が変更になったとき、②偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき、③支給決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

　　また、支給決定を取り消したときに、取消しに係る支援金をすでに支給している場合には、出雲市は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金については年　　％の割合で計算した加算金を納付していただくとともに、納期限までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年　　％の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

2　支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。

|  |
| --- |
| １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  ２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |